

規 則

埼玉県卸売市場条例施行規則を廃止する規則をここに公布する。

令和二年三月三十一日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県規則第四十二号

埼玉県卸売市場条例施行規則を廃止する規則

埼玉県卸売市場条例施行規則（昭和四十六年埼玉県規則第九十三号）は、廃止する。

附 則

この規則は、令和二年六月二十一日から施行する。